

2008年第4回定例会・反対討論（12・15）

私は、日本共産党を代表して、各委員長報告に対しての討論を行います。

最初に、議第99号・平成20年度大分市一般会計補正予算（第2号）についてです。今回の補正予算は人件費の調整などが主なものであります。

債務負担行為に、複合文化交流施設整備提案募集事業143億8130万4千円が計上されています。これは、プロポーザル方式で民間事業者からの意見を募る段階に入るためのものです。

9月30日、わが党は、市民アンケートに寄せられた意見などにもとづき、複合文化交流施設整備事業にかかる意見書を提出し、事業についての再考を要求しました。

この複合文化交流施設には、つぎのような問題点があると考えます。

第1に、市内では2006年から検討がすすめられてきましたが、市民には、9月1日、初めて正式に公表されたに過ぎません。「市民との協働のまちづくり」を釘宮市政はかかげていますが、わずか1カ月のパブリックコメントで市民の意見を聞いたとするならば、早計過ぎます。あわせて、大分駅南を故郷として住み続ける住民の方々の切実な意見や要望を施設に反映すべきであり、計画策定過程で、住民意見を十分聞いていないことも問題です。

第2に、施設整備費と15年間の維持管理費だけでも143億円を超える大型公共事業であり、初期投資だけで83億3760万円の合併特例債という借金をし、約14億円もの一般財源をつぎ込む、このような大型公共事業を、この時期に取りくまなければならないのでしょうか。未曾有の経済危機といわれるなかだけに、地方自治体は市民福祉の向上を第一に市政運営をすすめる必要があると思います。市民の願いは「財政状況厳しき折…」ということで、後景に追いやられることがしばしばあるなかで、複合文化交流施設建設という大型公共事業をすすめることに市民の理解は得られないと思います。駅ビル計画の動向を見極めた後の事業計画決定でも遅くないと考えます。

第3に、民間施設も盛り込んだ事業のため、民間部分は建設事業者で資金調達をしなければならず、このようなビックプロジェクトに参入できる会社は中

央のスーパーゼネコン中心になることから、地場企業への経済効果は非常に薄くなります。地域の経済効果を考えた公共事業のあり方を再検討する必要があると考えます。

第4に、民間施設も含む建設計画は、民間施設の運営がうまくいかず、経営が行き詰った場合、管理や運営を民間事業者に任せる大分市そのものが経済的・社会的リスクを抱え込み、ひいては大分市民に多大な犠牲を強いる可能性は否定できません。

第5に、昼夜ともに賑わいを求める公共施設としていますが、大分市としてのコンセプトが見えてきません。公共交通機関か、自転車などしか移動手段を持たない、中高校生を対象とした施設や団塊の世代が高齢化してくるなかで高齢者に魅力ある施設とすることなどを再検討すべきです。あわせて、にぎわいを創出することを目的にした施設に、桜ヶ丘保育所を移築することなども問題です。

以上の理由から、議第99号に反対します。

つぎに、議第105号・大分市事務分掌条例の一部改正についてです。

市長提案理由説明では「『商工部』と『農政部』の統合による『商工農政部』を設置し、本市産業の自立を可能とする基盤を整備し、地域の活性化を図ることを目的に効率的な行政組織を構築しようとするもの」としています。ところが、全国ブランドである関アジ関サバの漁獲量が激減し、一本釣りの後継者問題なども山積するなか、佐賀関地区の漁協関係者などの意見も聞かず、佐賀関水産振興室を廃止することになっています。大分市は、合併して野津原・佐賀関地区が加わり、これまで以上に農業や漁業の振興に力をつくさねばならない時期です。佐賀関水産振興室の廃止一つとってみても、今回提案されている商工・農政2部の統合は、商工農政という地域・基盤産業の発展や、地域の活性化どころか、地場産業支援対策の縮小、地域の衰退をもたらすことにつながるのではないかと懸念するものです。

以上の理由から、議第105号・大分市事務分掌条例の一部改正について反対をいたします。

つぎに、議第106号・大分市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、議第107号・大分市公共下水道条例の一部改正についてです。いずれも使用料の値上げを提案されたものです。

下水道事業では、使用料で維持管理費の100%、資本費の20%をまかっていますが、不足分は一般会計から繰り入れていますが、すべての汚水処理費を使用料でまかなうと、受益者である市民の負担が大きくなることから、平成28年度までに維持管理費の100%、資本費の50%をまかなうことを目標に段階的に改定していくとしています。今回の改定で維持管理費の100%、資本費の35%にしようとしています。値上げは、平均で13・96%となっています。下水道計画地域では、大多数の地域で都市計画税を徴収しており、こうした税で下水道整備を早期におこなってくるべきであったものを、新産業都市建設を優先してきたことに、そもそもの問題があります。そうしたことを考慮に入れて、市民の負担を軽減すべきです。

また農業集落排水事業では、処理地域に比べて世帯数などが限られています。処理費用の受益者負担よりも、農業用水の汚濁防止などの農業集落排水特有の目的を重視すべきです。

あわせて、こうした公共料金の値上げは、他の物価にも影響しますし、現下の不況のなか営業・営農も暮らしがきびしい状況では、こうした値上げがおこなわれれば、ますますたいへんなこととなります。

以上の理由から、議第106号・大分市農業集落排水処理施設条例の一部改正について、議第107号・大分市公共下水道条例の一部改正について反対します。

最後に、請願・陳情についてです。

まず、平成20年請願第4号・後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書提出方について、委員長報告は継続審査です。

4月から実施された後期高齢者医療制度については、高齢者への医療差別、新たな負担増など、重大な問題が山積しています。医療保険において、そもそも75歳で区切ることに何の合理性も道理もありません。国民皆保険制度のも

とで、だれもが安心して十分な医療が受けられるようにすることが政治の責任です。そのためには、後期高齢者医療制度をすみやかに中止し、安心して医療を受けることのできる医療制度を構築することは重要なことです。

以上の理由から、平成20年請願第4号・後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書提出方について、審議未了となる継続審査に反対します。

つぎに、平成20年請願第5号・日本政府に対し、日米地位協定・裁判権放棄の日米密約の公表・破棄を求める意見書提出方についてです。委員長報告は継続審査です。

日米地位協定第17条の運用にかかわって、日本側が米兵の公務外犯罪の第1次裁判権を、実質上放棄することを確認した秘密の取り決め文書が発見されました。この秘密の取り決めによって、米軍の犯罪・事故の捜査・裁判は日本でおこなわれていない事態が続いています。自国民の権利を守るべき司法の責任を投げ捨てるともいえる国家主権に関わる重大な問題です。地方自治体は、住民の生命と安全を守ることが最大の使命でもあり、議会として意見書をあげることは重要なことだと考えます。

以上の理由で、平成20年請願第5号について、審議未了となる継続審査に反対します。

つぎに、平成20年請願第6号・「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止などを求める意見書提出方について、委員長報告は不採択です。

米穀加工販売会社「三笠フーズ」に端を発した「汚染米」の食用への転用事件は、米と食の安全・安心を脅かす重大な事件です。その影響は、学校給食や保育園、医療・福祉施設の給食まで広がっています。この事件は、儲けのためなら国民の健康も生命をも顧みない一部企業の反社会的な行為が直接的な原因ですが、何度も告発を受けながら、これを見過ごしてきた政府・農林水産省の責任も重大です。意見書を提出して、「汚染米」事件の全容解明、需要のない外米（ミニマムアクセス米）の輸入の中止、減反政策を見直して食の安全・安心

を確保することなどを政府に求めることは重要なことであり、不採択にすることは許せません。

以上の理由で、平成20年請願第6号の不採択に反対します。

つぎに、平成20年陳情第4号・インフルエンザ菌B型ワクチン（Hibワクチン）無料化に関する陳情について、委員長報告は、継続審査です。

乳幼児で、最も重症な病気に細菌性髄膜炎があります。インフルエンザ菌B型による細菌性髄膜炎の発症児のうち約5%が死亡、20%に知的障害、てんかん、脳性まひなどの障害が残るといわれています。この病気に効くワクチン接種には、約3万円の負担がかかることから、子育て家庭の経済的負担軽減を求めて、3515名の署名を添えて、提出されたものです。こどものすこやかな成長、発達を保障し、少子化対策として、子育て世代の負担軽減には欠かせない施策だと考え、採択することが望まれます。

以上の理由から、平成20年陳情第4号について、審議未了となる継続審査に反対します。

つぎに、平成20年陳情第5号・介護保険の改善を求める陳情について、委員長報告は不採択であります。

介護保険が「社会全体で介護は支える」とスタートして、第4期の改定作業が進められています。ところが「生活を圧迫する高い保険料」「利用料が高いので、必要なサービスを受けられない」「特別養護老人ホームは、待機者が多いので入れない」などの声をもとにして提出された陳情です。安心して介護保険を利用したいと願う市民の声を不採択にすることは、許せません。

よって、陳情5号の不採択に反対します。

最後に要望をいたします。

大分県と市が一体で誘致したキャノングループや東芝で1500人の人員削減は許せるものではありません。こうした労働者使い捨ての大企業のやり方に対して、雇用を守るように要求すること、また失業者に対する支援策に力をい

れることを要望します。

第2に、中小業者とそこに働く労働者の営業と暮らしを守るために、公共施設の営繕費や道路維持費を増やすとともに、業者育成のための助成事業をおこなうことを求めます。

第3に、乳幼児医療費無料の拡充、75歳以上のはり灸マッサージ助成制度を拡充することなど、福祉向上のための事業をすすめることを要望します。

あわせて、こうした財源としても大工場地区の固定資産評価を見直し、独自財源を確保することも要望します。

以上要望しますが、わが日本共産党も、市民生活・国民生活擁護のために全力をあげる決意を表明して、討論を終わります。

この複合文化交流施設には、つぎのような問題点があります。

第1に、2006年から庁内の各セクションから意見を募り、施設内に配置する公共施設の選定をすすめています。市民には、9月1日に、初めて正式に公表されたに過ぎません。「市民との協働のまちづくり」を釘宮市政はかかっています。わずか1カ月のパブリックコメントで市民の意見を聞いたとするならば、早計過ぎます。

第2に、総額280億円を超える大型公共事業であり、初期投資だけで83億3760万円の合併特例債という借金をし、約14億円もの一般財源をつぎ込む、このような大型公共事業を、この時期に取りくまなければならないのでしょうか。未曾有の経済危機といわれるなかだけに、地方自治体は市民福祉の向上を第一に市政運営をすすめる必要があると思います。市民の願いは「財政状況厳しき折…」ということで、後景に追いやられることがしばしばあるなかで、複合文化交流施設建設という大型公共事業をすすめることに市民の理解を得られるでしょうか。市民の間には「財政状況が厳しいのに、本当に必要な施設なのか」という厳しい声があることに十分耳を傾けるならば、規模を縮小することも含め再検討を行なうべきです。また2012年度の完成を目標とするのではなく、駅ビル計画の動向を見極めた後の事業計画決定でも遅くないと考えます。

第3に、民間施設も盛り込んだ事業のため、民間部分は建設事業者で資金調達をしなければならず、このようなビックプロジェクトに参入できる会社は中央のスーパーゼネコンに限られることから、地場企業への経済効果は非常に薄くなります。地域の経済効果を考えた公共事業のあり方を再検討する必要があると考えます。

第4に、民間施設も含む建設計画は、民間施設の運営がうまくいかず、経営が行き詰った場合、管理や運営を民間事業者任せると大分市そのものが経済

的・社会的リスクを抱え込み、ひいては大分市民に多大な犠牲をしいる可能性は否定できません。P F I 手法は、資金を民間が調達するところにメリットがあるといわれていますが、今回はP F I 的手法による事業展開であり、公共部分の建設資金は市が調達し、管理運営を民間に20年間、任せる契約をしてしまうというやり方です。これでは、施設建設をおこなう事業者に管理・運営を20年間随意契約してしまうことにほかならず、ここには途中の管理・運営に対する社会情勢に応じた検証もできないことになり問題です。

第5に、駅南区画整理事業は、その地域に住む住民の生活を「住民追い出し・道路優先」で根こそぎこわしてきました。今後も、駅南を古里に住み続ける住民の方々の意見を施設に反映すべきであり、計画策定過程で、住民意見を十分聞いていないことも問題です。

第6に、平成19年12月に複合文化交流施設整備民間活力導入可能性調査検討業務報告書が提出されていますが、昼夜ともに賑わいを求める公共施設を民間が求めているようにみえます。それに対して、大分市が、この施設をつくることでどんな年齢層を集め、賑わいを創出しようとしているのか、そのコンセプトが見えてきません。公共交通機関か、自転車などしか移動手段を持たない、中高校生を対象とした施設や団塊の世代が高齢化してくるなかで高齢者に魅力ある施設とすることなどを、再検討すべきです。

第7に、現在計画の公共施設について、桜ヶ丘保育所を複合文化交流施設内に移築することなど、こうした施設に適さない施設をつくることも問題です。